

株 主 各 位

東京都新宿区新宿三丁目1番24号

株式会社アルデプロ

代表取締役社長 久 保 玲 士

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、下記のとおり当社第25回定時株主総会を開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただく方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成24年10月30日(火曜日) 午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都新宿区西新宿四丁目15番3号
住友不動産西新宿ビル3号館1F
ベルサール西新宿ホール |
| 3. 会議の目的事項 | | |
| 報 告 事 項 | | 第25期(平成23年8月1日から平成24年7月31日まで)事業報告、計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 議 案 | | 資本金の額の減少および剰余金の処分の件 |

以 上

- (注) 1. 本株主総会ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「6. 会社の体制および方針」および計算書類の個別注記表につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.ardepro.co.jp>) に記載しておりますので、本招集ご通知および添付書類には記載しておりません。
3. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ (<http://www.ardepro.co.jp>) において、掲載することによりお知らせいたします。
4. 本株主総会の決議の結果につきましては、本株主総会終了後、当社ホームページ (<http://www.ardepro.co.jp>) にてご報告いたします。

事業報告

(平成23年8月1日から
平成24年7月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、東日本大震災の復興需要等を背景として生産や輸出、設備投資が緩やかに持ち直し、また雇用情勢も改善傾向を示し個人消費は緩やかに増加しております。ただし、物価は下落テンポが緩和しているものの依然として緩やかなデフレーションの状況にあります。一方、先行きについては、復興需要等を背景に景気回復の動きが確かになることが期待されますが、ヨーロッパの政府債務危機を巡る不確実性が依然として高いなかで、世界景気に減速懸念が広がっており、景気の下押しリスクが存在しております。

当社が属する不動産業界におきましては、平成24年地価公示によりますと、平成23年の地価は4年連続の下落となりましたが、下落率は縮小傾向を示しており、底入れの兆しが窺えます。

また、首都圏の中古マンションの販売状況を見ますと、平成24年3月が前年同期比35.8%増と前年が東日本大震災の影響から大きく落ち込んだことの反動から大幅増になり、その後も平成24年7月まで5カ月連続して前年同期を上回っております。

一方、主に法人向けの収益用不動産市況につきましては、平成24年7月の東京都心5区のオフィスビルの平均空室率は9.30%と平成24年6月の9.43%からは下落し、また平均賃料も平成24年4月の16,711円/坪から平成24年5月16,729円/坪、平成24年6月16,763円/坪、平成24年7月16,741円/坪と持ち直しの動きとなっております。

また、金融機関による不動産向け融資につきましては、日銀短観平成24年6月調査によりますと大企業向けがプラス2%（平成24年3月はプラス5%）、中堅企業はマイナス2%（同プラス1%）、中小企業はマイナス2%（同マイナス8%）と、依然として慎重姿勢が継続しているものと見受けられます。

こうした環境のなか、当社は事業再生ADR手続の対象となる販売用不動産や新規仕入物件の売却に注力してまいりました。しかしながら、不動産市況の低迷を受け、売上高は32億40百万円（前期比23.2%減）となりました。また、販売用不動産の簿価を切り下げたことから売上総損失が46億57百万円となり、営業損失は51億32百万円（前期は4億97百万円の営業損失）、経常損失は51億76百万円（前期は5億38百万円の経常損失）となりました。一方、債務免除益7億4百万円などの特別利益を計上したものの、当期純損失は44億69百万円（前期は69百万円の当期純利益）となりました。

当事業年度における各事業の種類別セグメントの概況は次のとおりであります。

① 不動産再活事業

法人向けを対象とした収益用物件や土地などの売上は、買い手側に物件取得ニーズはあるものの、価格面での調整がつかないケースや買い手に対する金融機関による不動産向け融資姿勢の厳格化の影響を受け、買い手側の資金調達が不調に終わることが多く、低調に推移しました。

以上から、不動産再活事業の売上高は28億85百万円、営業損失は49億55百万円となりました。

② 不動産賃貸収益等事業

不動産賃貸収益等事業は、当社が保有する不動産物件に係る受取賃料収入や収入手数料等で構成されております。受取賃料収入は保有不動産の売却に伴い減少しました。

以上から、不動産賃貸収益等事業の売上高は3億54百万円、営業利益は1億52百万円となりました。

(注) 当社は今期から非連結となったため、セグメント情報の前期比較は行っておりません。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度に実施した設備投資はございません。

(3) 資金調達の状況

当事業年度に実施した資金調達はございません。

(4) 対処すべき課題

当社は、当事業年度において、売上高32億40百万円（前期比23.2%減）、営業損失51億32百万円、経常損失51億76百万円を計上し、5期連続で営業損失、経常損失を計上しました。また前事業年度は69百万円の当期純利益を計上しましたが、当事業年度は44億69百万円の当期純損失を計上し、43億42百万円の債務超過に陥りました。さらに、事業再生ADR手続のなかで全金融機関との間で合意した債務弁済計画案の一部について変更を余儀なくされている状況にあります。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要事象等が存在しております。

(対応策)

- ① 金融機関に対しては、引き続き既存の販売用不動産の売却等について協議を進め、継続して支援を受ける予定であります。また、既存の販売用不動産の処分の目途が立ち次第、人員を拡充し新規物件の仕入、販売にエネルギーを注力する方針であります。
- ② 金融機関に対して平成24年7月末に弁済予定であった債務について、支払時期の繰延べを要請しております。

- ③ 平成24年7月に実施した希望退職者の募集により当社の従業員数は平成24年9月14日現在5名となっており、これによる固定費削減効果は年間30百万円を見込んでおります。その他の販売費及び一般管理費についても事務所賃貸面積の縮小などにより一層の削減を進めてまいります。
- ④ 事業再生ADR手続の事業再生計画において、対象となる担保付不動産の売却に伴い追加で無担保債権が発生した場合、対象となる金融機関には債務の株式化（以下、「DES」といいます。）、もしくはサービサーへの債権譲渡に応じていただくこととなっております。DESを行う場合には、臨時株主総会または定時株主総会の決議を得ることとなっております。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 22 期 (平成20年8月1日から 平成21年7月31日まで)	第 23 期 (平成21年8月1日から 平成22年7月31日まで)	第 24 期 (平成22年8月1日から 平成23年7月31日まで)	第25期(当事業年度) (平成23年8月1日から 平成24年7月31日まで)
売 上 高 (千円)	12,742,057	6,972,978	4,217,401	3,240,181
経 常 損 益 (千円)	△18,494,152	△9,247,919	△538,225	△5,176,220
当 期 純 損 益 (千円)	△43,064,547	△8,708,092	69,505	△4,469,007
1株当たり当期純損益	△10,210円10銭	△2,039円21銭	7円71銭	△446円56銭
総 資 産 (千円)	32,694,841	15,234,765	11,232,721	3,160,382
純 資 産 (千円)	△19,609,466	57,126	130,459	△4,342,027

- (注)1. △は損失であります。
2. 当事業年度より、連結子会社がなくなりましたので、第22期から第24期につきましても、当社単体の財産および損益の状況の推移を記載しております。
3. 過年度における不適切な会計処理等により、過年度の決算を訂正しております。過年度における不適切な会計処理等を修正した場合の「財産および損益の状況の推移」は以下のとおりであります。

区 分	第 22 期 (平成20年8月1日から 平成21年7月31日まで)
売 上 高 (千円)	12,742,057
経 常 損 益 (千円)	△18,494,152
当 期 純 損 益 (千円)	△25,550,671
1株当たり当期純損益	△6,057円76銭
総 資 産 (千円)	32,694,841
純 資 産 (千円)	△19,609,466

(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業の種類および事業内容に関しましては、以下のとおりであります。

事業の種類	事業内容
不動産再活事業	<p>当事業は、中古のマンションの再生および流通活性化を目的としております。</p> <p>具体的には、法人あるいは個人の所有する中古マンションや企業所有の社員寮等を一棟ごと、あるいは同一棟内より大量にもしくは戸別に購入し、戸別もしくは複数戸または1棟を実住物件(注)・投資物件として販売する事業であります。購入に際しては、綿密なデューデリジェンスを行い、購入後、区分登記されていない場合には区分登記し、さらに付加価値を高めるため、リフォーム、管理組合の設立準備等を行い販売しております。</p>
不動産賃貸収益等事業	不動産再活事業に付随する事業（受取賃料、収入手数料等）であります。

(注) 当社では、購入希望者が実際に住むことを前提とした物件を「実住物件」としております。

(8) 主要な営業所

名 称	所 在 地
本 社	東京都新宿区新宿三丁目

(9) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	10名	1名増	41.3歳	5.8年
女 性	2名	2名減	34.0歳	6.6年
計または平均	12名	1名減	40.1歳	5.9年

(10) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(11) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(12) 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 関 西 ア ー バ ン 銀 行	4,854,722 千円
株 式 会 社 十 六 銀 行	556,139
株 式 会 社 東 日 本 銀 行	307,284
株 式 会 社 三 重 銀 行	210,657

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数		35,067,079株
(2) 発行済株式の総数	普通株式	10,023,508株
	A種優先株式	8,916株
	B種優先株式	14,145株
	C種優先株式	2,160,476株
	D種優先株式	2,160,410株
	E種優先株式	138,822株
(3) 株主数		24,517名
	(内訳) 普通株式	24,452名
	A種優先株式	18名
	B種優先株式	7名
	C種優先株式	18名
	D種優先株式	18名
	E種優先株式	4名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)	
株式会社エム・エル・エス	普通株式	828,144	17.37
	A種優先株式	3,489	
	C種優先株式	844,276	
	D種優先株式	844,237	
	合計	2,520,146	
ジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社	普通株式	756,144	16.47
	A種優先株式	3,335	
	B種優先株式	10,003	
	C種優先株式	810,114	
	D種優先株式	810,112	
合計	2,389,708		
秋 元 竜 弥	普通株式	1,822,772	12.57
株式会社関西アーバン銀行	普通株式	2,000	3.82
	A種優先株式	1,128	
	B種優先株式	3,384	
	C種優先株式	274,082	
	D種優先株式	274,080	
合計	554,674		
加 藤 照 美	普通株式	380,114	2.62
井 康 彦	普通株式	160,417	1.11
日本証券金融株式会社	普通株式	133,376	0.92
山 崎 一 弘	普通株式	131,300	0.91
牧 間 次 夫	普通株式	100,540	0.69
株式会社広島銀行	A種優先株式	164	0.55
	C種優先株式	39,789	
	D種優先株式	39,788	
	合計	79,741	

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

・第6回新株予約権

発行決議の日	平成20年12月9日
区分別保有状況	
取締役（社外取締役を除く。）	保有者数 2名 保有数 770個
監査役	保有者数 1名 保有数 1個
合計	保有者数 2名 保有数 770個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	普通株式 770株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の発行価額	無償
権利行使時の1株当たり払込金額	1,358円
権利行使期間	平成22年10月25日から 平成30年10月24日まで
新株予約権の行使条件	i) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会において承認を得た場合にはこの限りではない。 ii) 新株予約権の相続は認めない。 iii) この他、新株予約権の行使の条件は株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役（平成24年7月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	久 保 玲 士	経営管理部担当
取 締 役	牧 口 正 一	ファイナンス部長兼事業部長
取 締 役	高 橋 康 夫 (注)1	営業部長
取 締 役	細 川 和 憲 (注)2,5	東京経済大学現代法学部・大学院法学研究科教授 税理士・マンション管理士
監 査 役 (常 勤)	椎 塚 裕 一 (注)3,5	株式会社アーバンビジョン 社外監査役 司法書士法人麹町総合事務所 副代表
監 査 役	伊 禮 勇 吉 (注)3,5	伊禮総合法律事務所 所長 弁護士
監 査 役	柿 本 謙 二 (注)3,4,5	株式会社アイビービー 代表取締役 アーク総合事務所 代表 株式会社ファンコミュニケーションズ 社外 監査役 公認会計士・税理士

- (注) 1. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
- ① 取締役高橋康夫氏は平成24年7月31日付で取締役を辞任いたしました。
 - ② 取締役事業部長遠藤正博氏は平成23年11月27日に逝去しました。
 2. 取締役細川和憲氏は、社外取締役であります。
 3. 監査役椎塚裕一氏、伊禮勇吉氏および柿本謙二氏は社外監査役であります。
 4. 監査役柿本謙二氏は、公認会計士として企業財務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 当社は、取締役細川和憲氏、監査役椎塚裕一氏、伊禮勇吉氏、柿本謙二氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役	5名	26,400千円
(うち社外取締役)	(1名)	(2,400千円)
監査役	3名	7,200千円
(うち社外監査役)	(3名)	(7,200千円)
合 計	8名	33,600千円

- (注) 1. 社外役員が当社の子会社から受けた役員としての報酬額については、該当事項はありません。
2. 役員賞与については、該当事項はありません。

(3) 取締役の報酬等の決定に関する方針

各取締役の報酬については、会社の業績、役位、在籍期間における実績、社内バランス等を総合的に勘案し、株主総会で決議いただいた総額の範囲内で、取締役会で決定することにしております。ただし、取締役会が代表取締役に決定を一

任したときは、代表取締役がこれを決定することにしております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係

監査役柿本謙二氏は、株式会社アイピービーの代表取締役であります。当社とこれら会社との間には、資本関係および取引関係はありません。

当社は、監査役椎塚裕一氏の重要な兼職先である司法書士法人麴町総合事務所との間で不動産登記業務等に関する取引があります。

当社は、監査役伊禮勇吉氏の重要な兼職先である伊禮総合法律事務所との間で法務業務等に関する取引があります。

- ② 他の法人等の社外役員の兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役椎塚裕一氏は、株式会社アーバンビジョンの社外監査役であります。

監査役柿本謙二氏は、株式会社ファンコミュニケーションズの社外監査役であります。

上記の兼職先との間には開示すべき関係はありません。

- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

- ④ 主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
細川和憲	社外取締役	当事業年度開催の取締役会には18回中18回出席し、長く税務行政に携わってきた知識・経験に基づいた専門的な立場から、税務および会計等について適切な発言を行っております。
椎塚裕一	社外監査役	当事業年度開催の取締役会には18回中18回出席し、また、監査役会には14回中14回出席し、主に司法書士業界で取り組んできた豊富な経験から、適切な発言を行っております。
伊禮勇吉	社外監査役	当事業年度開催の取締役会には18回中16回出席し、また、監査役会には14回中14回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
柿本謙二	社外監査役	当事業年度開催の取締役会には18回中17回出席し、また、監査役会には14回中11回出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

- ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役細川和憲氏、社外監査役椎塚裕一氏、伊禮勇吉氏および柿本謙二氏の4名と会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

明誠監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

17,160千円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を現行定款第33条に設けておりますが、会計監査人と責任限定契約は締結しておりません。

(6) 当事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成24年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,919,478	流動負債	7,286,868
現金及び預金	131,002	短期借入金	6,172,555
販売用不動産	2,703,174	一年以内返済予定の長期借入金	111,982
前払費用	5,172	未払金	283,588
預け金	80,127	未払費用	388,274
固定資産	240,904	預り金	2,131
投資その他の資産	240,904	未払法人税等	1,210
投資有価証券	4,704	未払消費税等	249,515
出資金	415	預り敷金	77,612
長期貸付金	200,000	固定負債	215,540
長期滞留債権等	200,000	長期借入金	191,969
その他の	35,785	退職給付引当金	3,639
貸倒引当金	△200,000	長期未払金	19,931
		負債合計	7,502,409
		純資産の部	
		株主資本	△4,344,695
		資本金	300,000
		利益剰余金	△4,644,695
		その他利益剰余金	△4,644,695
		繰越利益剰余金	△4,644,695
		評価・換算差額等	△96
		その他有価証券評価差額金	△96
		新株予約権	2,764
		純資産合計	△4,342,027
資産合計	3,160,382	負債及び純資産合計	3,160,382

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成23年8月1日から
平成24年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,240,181
売上原価	7,897,461
売上総損	4,657,280
販売費及び一般管理費	475,383
営業損	5,132,663
営業外収入	
受取利息	2,545
受取配当金	135
受取手数料	18,388
貸倒引当金戻入額	20,899
解約損失引当金戻入額	10,000
雑収入	199
営業外費用	
支払利息	84,018
消費税相殺差	10,375
その他	1,331
経常損	5,176,220
特別利益	
債務免除除益	704,961
未払金戻入益	27,000
新株予約権戻入益	1,079
特別損失	733,040
和解金	16,710
事業再生費用	7,890
その他	24,600
税引前当期純損	4,467,780
法人税、住民税及び事業税	1,226
当期純損	4,469,007

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成23年8月1日から
平成24年7月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				株主資本 合計
	資本金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		その他利益 剰余金	繰越利益 剰余金		
平成23年8月1日残高	300,000	△175,688	△175,688	△175,688	124,311
事業年度中の変動額					
当期純損失	—	△4,469,007	△4,469,007	△4,469,007	△4,469,007
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	△4,469,007	△4,469,007	△4,469,007	△4,469,007
平成24年7月31日残高	300,000	△4,644,695	△4,644,695	△4,644,695	△4,344,695

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計		
平成23年8月1日残高	2,304	2,304	3,843	130,459
事業年度中の変動額				
当期純損失	—	—	—	△4,469,007
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△2,400	△2,400	△1,079	△3,479
事業年度中の変動額合計	△2,400	△2,400	△1,079	△4,472,486
平成24年7月31日残高	△96	△96	2,764	△4,342,027

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年 9月24日

株式会社アルデプロ
取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員 公認会計士 市 原 豊 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 武 田 剛 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アルデプロの平成23年8月1日から平成24年7月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において売上高32億40百万円（前期比23.2%減）、営業損失51億32百万円、経常損失51億76百万円を計上し、5期連続で営業損失及び経常損失を計上している。また、当事業年度において44億69百万円の当期純損失を計上し、43億42百万円の債務超過となっている。さらに、事業再生ADR手続の中で全金融機関との間で合意した債務弁済計画案の一部について変更を余議なくされている。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成23年8月1日から平成24年7月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討致しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人明誠監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年9月25日

株式会社アルデプロ 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 椎 塚 裕 一 ㊟

監査役(社外監査役) 伊 禮 勇 吉 ㊟

監査役(社外監査役) 柿 本 謙 二 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

議 案 資本金の額の減少および剰余金の処分の件

次のとおり、資本金の額の減少を実施し、その他資本剰余金に振り替えたうえ、繰越利益剰余金の欠損填補にあてることにより、株主の皆様は早期に還元が出来る体制を目指すべく資本金の額の減少と剰余金の処分についてご承認をお願いしたいと存じます。

なお、今期の剰余金の配当につきましては、配当原資不足により、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。今後は、早期還元に向け邁進してまいります。

1. 資本金の額の減少

会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えます。

- ① 減少する資本金の額
200,000,000円
- ② 増加するその他資本剰余金の額
200,000,000円
- ③ 資本金の額の減少の効力発生日
平成24年12月4日

2. 剰余金の処分

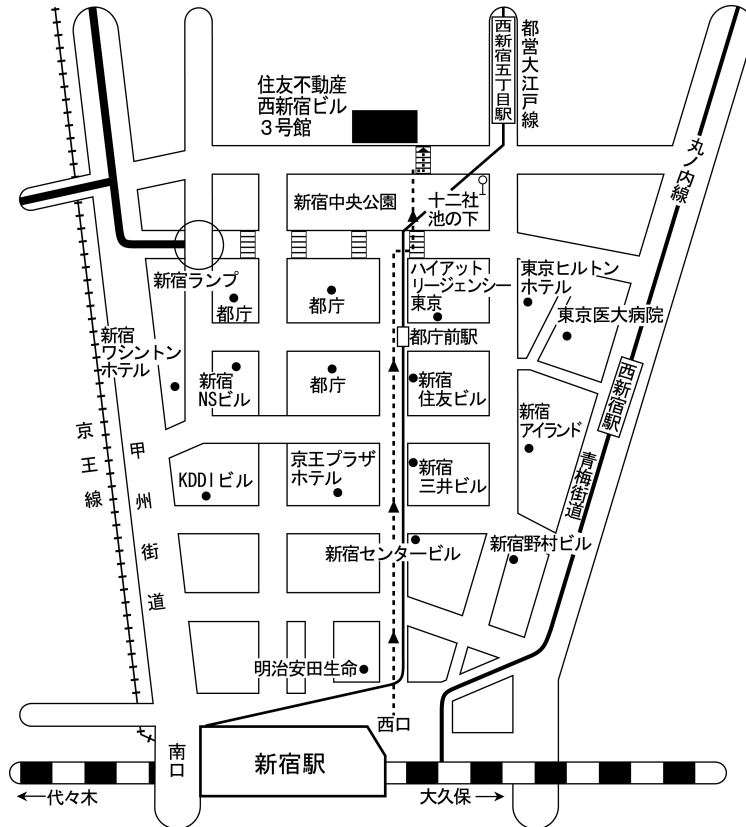
会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金の額の減少に伴い増加するその他資本剰余金を減少させ、繰越利益剰余金の欠損填補をいたします。

- ① 減少する剰余金の項目および額
その他資本剰余金 200,000,000円
- ② 増加する剰余金の項目および額
繰越利益剰余金 200,000,000円

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区西新宿四丁目15番3号
住友不動産西新宿ビル3号館1F
ベルサール西新宿ホール
電話：03-3320-2611



交通のご案内

都営地下鉄大江戸線「都庁前」駅「A5出口」 徒歩3分
または「西新宿五丁目」駅「A2出口」 徒歩6分
JR線・各私鉄・東京メトロ「新宿」駅「西口」 徒歩15分
都営地下鉄新宿線・京王線「新宿」駅「7番出口」 徒歩10分
「新宿」駅「西口」より新宿16・17バス「十二社池の下」バス停 徒歩3分